

いい 未来 11月30日は「年金の日」です!!

厚生労働省では、「国民の皆さまに「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく日」として、11月30日を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

ねんきんネットとは

インターネットでいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基にさまざまなパターンの試算をすることができる、日本年金機構のサービスです。「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、水戸南年金事務所までお問い合わせください。

【インターネットの利用が難しい方】

茨城町保険課（1階5番窓口）でご自身の年金記録を確認できます。下記の①と②をご持参ください。

①公的機関発行の顔写真つき本人確認証明書

②年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーの分かるもののいずれか一点

※旧法による年金受給者や共済加入中の方は本サービスを受けられません。

※年金記録に関する具体的な質問や厚生年金の記録、受給見込額などについては、水戸南年金事務所にお問い合わせください。

<国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！>

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和4年中（令和4年1月1日から令和4年12月31日）に納められた保険料の全額です。

なお、ご家族分の国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

日本年金機構から下記のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対象者
①令和4年11月上旬	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②令和5年2月上旬	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一の時にも心強い味方となる制度です。保険料の納め忘れのないようご注意ください！

【問合せ先】 水戸南年金事務所 ☎029-227-3253
茨城町保険課 ☎029-240-7113（直通）

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入のみなさまへ

交通事故などにあつたときはまず連絡を！

交通事故など、第三者の行為で負傷した場合でも、国民健康保険または後期高齢者医療保険を使って、病院を受診することができます。しかし、その治療費は本来加害者が負担するものであるため、後日、国民健康保険または後期高齢者医療保険から加害者に請求することになります。

第三者行為で負傷した場合は、保険課にご連絡ください。

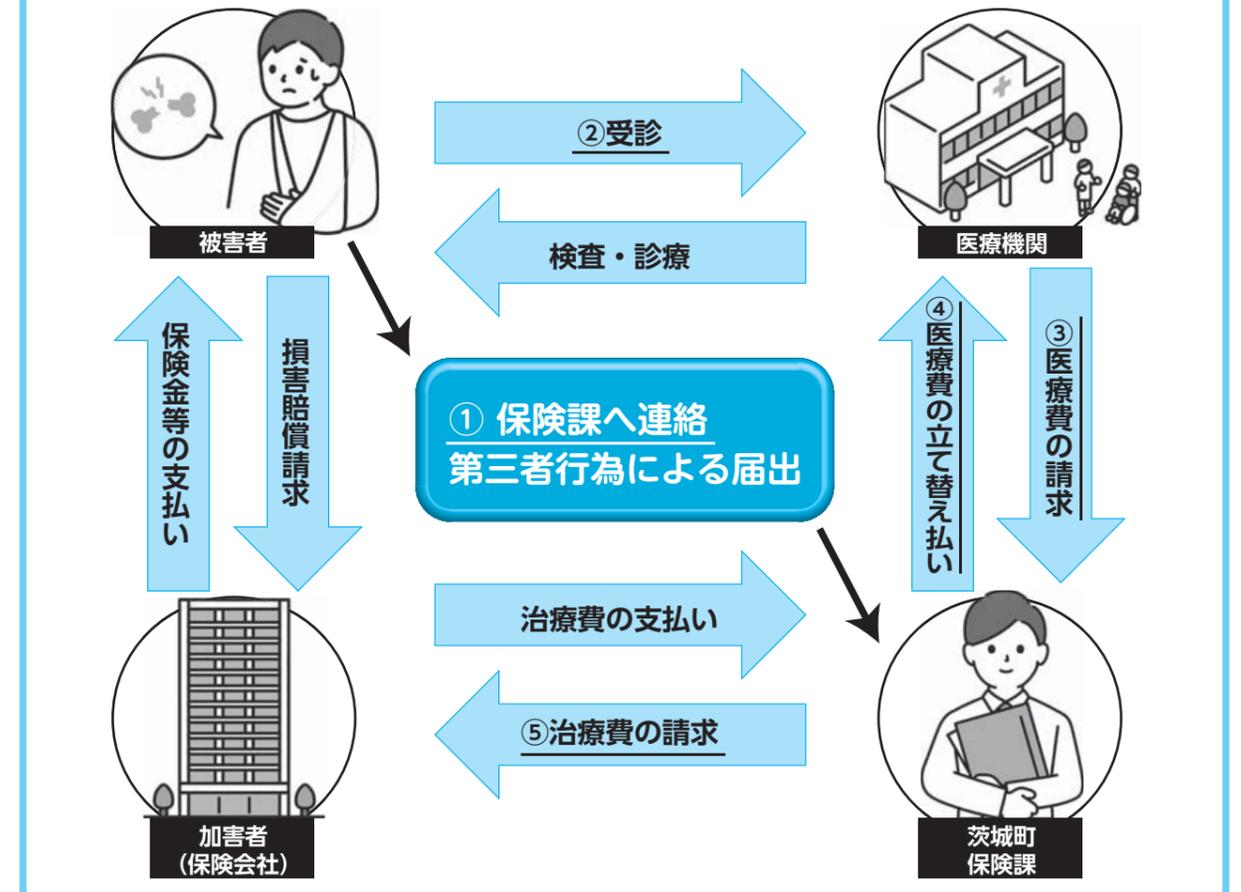


第三者による行為に該当するものの例
 ・交通事故による負傷
 （バイクや自転車による事故も含まれます）
 ・不当な暴力や傷害行為による負傷
 ・他人が飼っているペットによる負傷 など



- 治療費を受け取ったり、示談を結んだりしてしまうと、給付できなくなる場合があります。示談の前に必ず保険課にご連絡ください。
- 相手の住所・氏名・電話番号など、身元を確認しましょう。
- 単独の事故の場合も届け出をお願いしています。

第三者行為による負傷で健康保険証を使う場合の流れ



【問合せ先】 保険課 ☎029-240-7113（直通）
安価で安心 ジェネリック医薬品を利用しましょう!!